第二条　定義

この協定の適用上、

(a)　「魚類」とは、加工されたか否かを問わず、海洋生物資源の全ての種をいう。

(b)　「漁獲」とは、魚類を探索し、引き寄せ、探知し、若しくは採捕すること又は魚類を引き寄せ、探知し、若しくは採捕する結果になると合理的に予想し得る活動をいう。

(c)　「漁獲関連活動」とは、漁獲を補助し、又は準備するための作業（従前に港に陸揚げされていない魚類の陸揚げ、包装、加工、転載又は輸送並びに海上における人員、燃料、漁具及び他の物品の提供を含む。）をいう。

(d)　「船舶」とは、漁獲又は漁獲関連活動のために使用され、使用されるために装備され、又は使用されることを目的とするあらゆる種類の船舶をいう。

(e)　「運航者」とは、船舶の所有者又は船舶に責任を有し、若しくはこれを指揮し、若しくは管理する者をいう。

第三条　違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業に寄与する補助金（注）

注　「違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業」（以下「ＩＵＵ漁業」という。）とは、二千一年に国際連合食糧農業機関（以下「ＦＡＯ」という。）によって採択された違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、抑止し、及び排除するための国際行動計画の３に定める活動をいう。

3.1　いかなる加盟国も、ＩＵＵ漁業又はＩＵＵ漁業を補助する漁獲関連活動に従事する船舶又は運航者（注）に対する補助金を交付し、又は維持してはならない。

注　この条の規定の適用上、「運航者」とは、ＩＵＵ漁業に係る違反が生じた時点における前条(e)に定義する運航者をいう。ＩＵＵ漁業に従事する運航者に対する補助金の交付又は維持の禁止は、漁獲及び海上における漁獲関連活動に対する補助金について適用する。

3.2　3.1の規定の適用上、船舶又は運航者は、次のいずれかによりＩＵＵ漁業に従事している旨の肯定的な決定が行われた場合には、ＩＵＵ漁業に従事しているものとする（注1、注2）。

注1　この条のいかなる規定も、加盟国に対し、ＩＵＵ漁業に係る調査を開始し、又はＩＵＵ漁業に係る決定を行う義務を負わせるものと解してはならない。

注2　この条のいかなる規定も、ＩＵＵ漁業に係る決定を行うに当たり、この3.2に掲げる主体の関連する国際文書に基づく権限に影響を及ぼし、又は当該主体に対して新たに権利を付与するものと解してはならない。

3.3　(a)　3.2に規定する肯定的な決定（注）とは、船舶又は運航者がＩＵＵ漁業に従事したことについての加盟国による最終的な認定又は地域漁業管理機関による一覧表への最終的な掲載をいう。

注　この条のいかなる規定も、ＩＵＵ漁業に係る決定を遅延させ、又は当該決定の有効性若しくは実施可能性に影響を及ぼすものと解してはならない。

(b)　3.2(a)の規定の適用上、3.1に規定する禁止は、沿岸国である加盟国による決定が関連する事実関係の情報に基づくものであり、かつ、当該沿岸国である加盟国が旗国である加盟国及び判明しているときは補助金を交付している加盟国に対して次の事項を提供した場合に、適用する。

(i)　船舶若しくは運航者がＩＵＵ漁業に従事したことに関する更なる調査が行われるまでの間一時的に抑留されていること又は当該沿岸国である加盟国がＩＵＵ漁業に関する調査を開始したことについての適当な経路を通じて行われる適時の通報（関連する事実関係の情報、適用される法令及び行政上の手続その他関連する措置への言及を含む。）

(ii)　最終的な決定に当たり関連する情報を考慮することができるようにするための当該決定に先立つ当該情報を交換する機会（注）。当該沿岸国である加盟国は、当該情報の交換を行うべき方法及び期間を特定することができる。

注　例えば、これには、旗国である加盟国又は補助金を交付している加盟国の要請があった場合には、対話及び書面による情報交換の機会を含めることができる。

(iii)　最終的な決定及び適用する制裁（該当する場合には、当該制裁の期間を含む。）の通報

沿岸国である加盟国は、1に規定する委員会（この協定において「委員会」という。）に対して肯定的な決定を通報する。

3.4　補助金を交付している加盟国は、3.1に規定する禁止の適用期間を設定する場合には、船舶又は運航者によって行われるＩＵＵ漁業の性質、重大性及び繰返しを考慮する。3.1に規定する禁止は、少なくとも禁止の原因となった決定により生ずる制裁（注）が有効である期間又は少なくとも地域漁業管理機関が船舶若しくは運航者を一覧表に掲載している期間のうち、いずれか長い方の期間適用する。

注　制裁の終了は、3.2に規定する決定を行った当局の法令又は手続によるものとする。

3.5　補助金を交付している加盟国は、3.3の規定に従い、3.1の規定に従ってとる措置を委員会に通報する。

3.6　寄港国である加盟国が自国の港にある船舶がＩＵＵ漁業に従事したと信ずるに足りる明白な根拠を有することを補助金を交付している加盟国に通報する場合には、当該補助金を交付している加盟国は、受領した情報を十分に考慮し、及びその補助金について適当と認める措置をとる。

3.7　加盟国は、1に規定する補助金（この協定が効力を生ずる時に存在する補助金を含む。）を交付せず、又は維持しないことを確保するための法令又は行政上の手続を有するものとする。

3.8　開発途上加盟国（後発開発途上加盟国を含む。）が交付し、又は維持する排他的経済水域までの水域（排他的経済水域を含む。）における補助金は、この協定の効力発生の日から二年間、3.1及び第十条の規定の適用の対象から除外される。

第四条　濫獲された資源に関する補助金

4.1　いかなる加盟国も、濫獲された資源に関する漁獲又は漁獲関連活動に対する補助金を交付し、又は維持してはならない。

4.2　この条の規定の適用上、漁獲が行われる場所を管轄する沿岸国である加盟国により、又は関連する地域漁業管理機関の権限の下にある水域かつその権限の下にある種については当該地域漁業管理機関により、入手可能な最良の科学的証拠に基づいて魚類資源が濫獲されていると認められる場合には、当該魚類資源は、濫獲されているものとする。

4.3　4.1の規定にかかわらず、加盟国は、生物学的に持続可能な水準（注）に資源を回復させるために4.1に規定する補助金又はその他の措置を実施する場合には、当該補助金を交付し、又は維持することができる。

注　この4.3の規定の適用上、生物学的に持続可能な水準とは、最大持続生産量、漁業に関する入手可能なデータに応じた他の基準値等を用いて、漁獲若しくは漁獲関連活動が行われる水域に対する管轄権を有する沿岸国である加盟国により、又は関連する地域漁業管理機関の権限の下にある水域かつその権限の下にある種については当該地域漁業管理機関により決定される水準をいう。

4.4　開発途上加盟国（後発開発途上加盟国を含む。）が交付し、又は維持する排他的経済水域までの水域（排他的経済水域を含む。）における補助金は、この協定の効力発生の日から二年間、4.1及び第十条の規定の適用の対象から除外される。